

110番をするときは

通報の際に伝えること

以下のことをお尋ねしますので、落ち着いて教えてください。

- ①何があったか(見たまを話しましょう)
- ②それは何時ごろのことか
それが起きた場所はどこか
周囲に目印になるようなものはあるか
- ③あなたの住所、名前、電話番号等

安全パトロールに参加したい

自主防犯パトロール

武蔵野警察署生活安全課防犯係 ☎55-0110
住民ボランティアによるパトロール隊への参加や、新たな隊の結成等についての相談に応じています。

街路灯・公園灯の不具合を見つけたら

街路灯

道路管理課管理係 ☎60-1857

街路灯の下にあるプレートの番号をご連絡ください(写真参照)。



地域での支え合い

相談したい

民生委員・児童委員

地域支援課 ☎60-1941
厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域福祉向上のために活動しています。日常生活の中で、困りごとや心配ごとのある方は、お気軽に担当地区の委員にご相談ください。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、区域を担当する委員と一体となった活動をしています。

地域の活動に参加したい

地域福祉活動推進協議会(地域社協・福祉の会)

より身近な地域で住民同士が助け合い、支えあっていくことを目的として、市内13地域ごとに、つながりづくりを中心に活動している団体です。お住まいの地域の活動を知りたい方は、武蔵野市民社会福祉協議会(☎23-0701)までご連絡ください。

コラム

ささえあいのまちづくりのために一人ひとりにできることがある

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)

吉祥寺北町1-9-1(1階) ☎23-0701 FAX 23-1180
ホームページ <https://www.shakyou.or.jp/>

市民社協は、「市民(個人、団体、法人)同士のささえあいにより、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。行政では手の届かないところや、制度の隙間等の課題に対する社会福祉事業の実施や身近な地域での福祉活動を市民と一緒に進めていくことで地域福祉の推進を図っています。令和3年度からは、子ども学習・食堂等の子育て支援事業等、より幅広い分野での支援活動に取り組んでいます。市民社協が進める地域福祉活動の財源は、会員加入による会費収入や寄付金、歳末たすけあい地域福祉活動募金等の募金活動による収入によって支えられています。会員加入や寄付、募金することは、地域福祉活動への参加の一つの形です。皆様のご協力をお願いいたします。



公園灯

緑のまち推進課公園係 ☎60-1864

警察に相談したい

ホットライン 警視庁窓口

こんな時は、迷わず下記の窓口へお電話ください。

●**警視庁総合相談センター ☎#9110**
03-3501-0110

事件・事故以外の各種相談・案内・要望等を受け付けています。

平日のみ午前8時30分～午後5時15分

●**犯罪被害者ホットライン ☎03-3597-7830**

犯罪の被害にあった方やその家族のこころの悩みに応えるため、電話相談を行っています。

午前8時30分～午後5時15分

●**ヤング・テレホン・コーナー ☎03-3580-4970**

非行やいじめ等、お子さんに関するあらゆるご相談を24時間受け付けています。

●**暴力ホットライン ☎03-3580-2222**

暴力団に関する相談を24時間受け付けています。

●**薬物・銃器ホットライン ☎03-3593-7970**

けん銃等に関する噂や情報を24時間受け付けています。

ごみ・水道

ごみ

ごみ総合対策課 ☎60-1802

ごみの出し方

- ・燃やすごみ、燃やさないごみは、市指定有料ごみ処理袋で出してください。
- ・資源物(びん、缶、古紙、古着、ペットボトル、プラスチック製容器包装)、危険・有害ごみは透明・半透明の袋で分別して出してください。

※必ず午前9時までにしてください。

※地区によって収集日が異なります。

※詳しくは「ごみ便利帳」および「ごみと資源の収集カレンダー」をご覧ください。

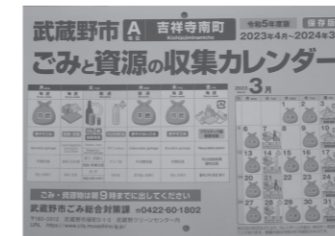
ごみ便利帳

ごみの分別方法や出し方等について詳しく掲載した「ごみ便利帳」を市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターで配布しています。



ごみと資源の収集カレンダー(地区別)

地域ごとの、ごみと資源の収集日を掲載した「ごみと資源の収集カレンダー」を毎年度2月～3月頃に全戸配布しています(市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターでも配布しています)。



市指定家庭用有料ごみ処理袋

種類

市指定家庭用有料ごみ処理袋は、下記の4種類の緑色の袋です。



価格(廃棄物処理手数料)

種類	価格	サイズ(タテ×ヨコ)
5リットル相当(特小)	100円 (1枚あたり 10円)	30×18cm
10リットル相当(小)	200円 (1枚あたり 20円)	37×29cm
20リットル相当(中)	400円 (1枚あたり 40円)	45×36cm
40リットル相当(大)	800円 (1枚あたり 80円)	56×47cm

取扱い店舗等

袋の取扱店等、詳しくは「ごみ便利帳」をご覧ください。一部の取扱店では、20リットル相当と40リットル相当の袋のばら売りを行っていますので、ご利用ください(取扱店は、市ホームページでもお知らせしています)。

市指定家庭用有料ごみ処理袋(廃棄物処理手数料)の減免

下記に該当する方には、市指定家庭用有料ごみ処理袋を一定枚数無料で配布します。

- (1)生活保護を受給している方
- (2)中国残留邦人等及び特定配偶者の方
- (3)児童扶養手当を受給している方
- (4)特別児童扶養手当を受給している方
- (5)特別障害者手当を受給している方
- (6)高齢福祉年金を受給している方
- (7)次のいずれかの手帳を所持している方(ただし、世帯員全員が市民税非課税であること)

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級

※(1)～(6)に該当する方には、各手当担当課より市指定家庭用有料ごみ処理袋引換券を送付します。

(7)に該当する方は、毎年度ごみ総合対策課への申請が必要です。

転入または市内で転居したときは

武蔵野市では、建物ごとの「戸別収集」を行っています。ごみの収集を開始する方法は、次のとおりです。

戸建住宅

転入・転居・新築等の際、ごみ収集届出書の提出が

必要です。敷地内にごみを出す場所を決め、ごみ総合対策課またはFAX(51-9950)にて届出をお願いします。届出後3～4日後からの収集となります。

集合住宅

届出書の提出は不要です。建物ごとにごみを出す場所が決められていますので、不動産会社や建物の管理者に確認のうえ、所定の場所にお出してください。※届出書用紙はごみ総合対策課窓口・各市政センターで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

燃やすごみ 有料 週2回

- 生ごみ ●ゴム製品・アルミホイル・ラップ・ビデオテープ・CD・DVD(ケースも)。
- 汚れの取れないプラスチック製容器包装・プラスチック製品・革製品(留め具やファスナー程度の金属が付いていても「燃やすごみ」)。

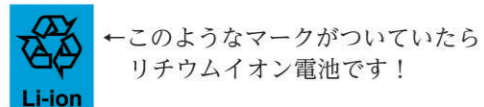
無料で収集できるもの

- 透明・半透明の袋で出してください。
- 落葉・枝木等
長さ50cm×太さ7cm以内に切って、1回に3袋・束以内。集合住宅は10袋・束以内。袋の大きさは45ℓ以下。束は直径50cm以内。
- おむつ 汚物はトイレに流してください。
- ボランティア袋
街の美化をボランティアとして行ったときに出るごみについては、無料で収集します。専用のボランティア袋をごみ総合対策課・各市政センター・各コミュニティセンターで配布しています。

燃やさないごみ 有料 隔週

- 陶磁器・ガラス類(コップ、鏡、板ガラス等)・電球・小型家電・カミソリ・傘・乳白色や耐熱性のびん。
- 金属製品(フライパン、鍋類)。

電池類(乾電池、小型充電式電池、ボタン電池)は「危険・有害ごみ」です。電池を取り外した小型家電製品の本体のみ「燃やさないごみ」になります。電池を取り外せない場合は、本体ごと「危険・有害ごみ」に出してください。特にリチウムイオン電池は、必ず「危険・有害ごみ」に出してください。「燃やさないごみ」として排出すると、発火事故を起こし、危険です。



※傘は半分以上入る袋で出してください。
※カセットコンロを捨てる場合は、カセットボンベと電池を必ず取り外してください。

資源物(古紙・古着) 週1回

- 古紙 種類ごとに出してください。
 - 古着 透明または半透明の袋で出してください。
 - 雑紙(ざつがみ/束ねることが難しい小さな紙で汚れていないもの) 紙袋や透明または半透明の袋に「ざつがみ」と明記して、散乱しないように口を閉じて出してください。
- ※古紙・古着は雨にぬれると資源化できない場合があります。雨の日はなるべく避けてください。
※牛乳・ジュース等の紙パックは古紙では出せません。コミュニティセンターやスーパーマーケット等の回収ボックスへ出してください。その他の古紙にならないものについて、詳しくは「ごみ便利帳」をご覧ください。

資源物(プラスチック製容器包装) 週1回

- 分別目安のマーク
←このマークのついているものは、プラスチック製容器包装に分別を。
- 透明または半透明の袋で出してください。
※汚れの取れないものは「燃やすごみ」へ。

資源物(ペットボトル) 隔週

- 分別目安のマーク
←このマークのついているものは、ペットボトルに分別を。
- 透明または半透明の袋で出してください。
※ペットボトルのふたやラベルは、外して「プラスチック製容器包装」へ。

資源物(びん・缶) 隔週

- びんと缶はそれぞれ分けて出してください。
- 中身を出して、ゆすいで透明または半透明の袋で出してください。
※汚れのとれないびん・缶は「燃やさないごみ」へ。
※びんのキャップは素材によって分別してください。

危険・有害ごみ 隔週

「危険・有害ごみ袋」か、透明または半透明袋に「危険・有害ごみ」と明記し、出してください。危険・有害ごみ袋はごみ総合対策課・市役所総合案内・市政センター・各コミュニティセンターで配布しています。

電池

- 乾電池(ボタン電池を含む)
- 充電電池(リチウムイオン電池、ニカド電池等)

蛍光管

「危険・有害ごみ袋」や透明・半透明の袋で出すか、買い替え時のケースに入れて出してください(ただし、割れた蛍光管は「燃やさないごみ」へ)。

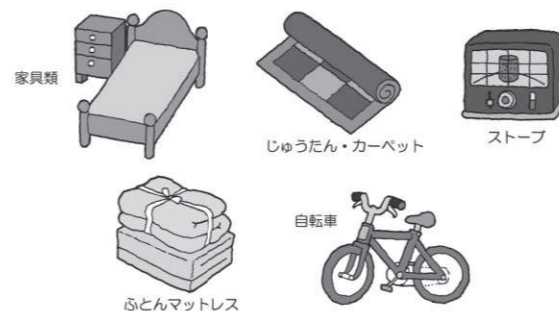
カセットボンベ、スプレー缶、鉛製品等

カセットボンベやスプレー缶等を、中身が入ったままでごみとして出すと、処理時に爆発事故をおこす恐れがあり、非常に危険です。スプレー缶等を出す場合には、中身を使い切り穴をあけずに、「危険・有害ごみ」の収集日に「危険・有害ごみ袋」または透明、半透明袋に「危険・有害ごみ」と明記して出してください。中身を使い切れない場合は袋に「残あり」と明記してください。



粗大ごみの処理

ごみ総合対策課 ☎60-1802 粗大ごみとは原則、家庭から出る市指定有料ごみ処理袋(40リットル相当：大)に入らない大きさのごみです。※詳しくは、「ごみ便利帳」をご覧ください。



粗大ごみ処理券

粗大ごみは有料で、ポイント制になっています。10ポイント券(1,000円)、15ポイント券(1,500円)、1ポイント券(100円)。

粗大ごみを出す手順(家庭から出たもの)

- 粗大ごみ受付センター☎60-1844(専用)へお電話ください(祝日を含む月～土曜日の午前8時30分～午後7時)。または市ホームページからイン

ターネットでも申し込むことができます(24時間受付可能)。

〈お申し込みの際は〉

- ・廃棄されるごみを1つずつ伺います(正確なポイント算定に必要です)。
- ・収集日を決めます。1日あたりの収集件数に上限があります。早めにお申し込みください。祝日も収集します(祝日が土・日曜日にあたる場合や年末年始を除きます)。
- ②収集日までポイントに応じた処理券をお買い求めになり、必要事項を記入してください。
1回の収集あたりの品物の合計ポイントが10ポイント未満の場合は、一律10ポイントとなります。
- ③処理券を一番目立つ品物に貼って、収集当日の午前9時まで、自宅敷地内の入り口付近等わかりやすい場所に出しておいてください。所定のごみ置き場まで出すのが困難な場合は、シルバー人材センター☎55-1231で搬出のサービス(有料)をお申し込みください。
- ④午前9時から順次収集に伺います。お立会いの必要はありません。
※処理券が貼付されていない場合や処理券のポイントが不足している場合は収集できませんのでご注意ください。

〈直接持ち込む場合〉

引っ越し等の特別な事情により通常の収集日に出せない場合に限り、原則排出者本人がクリーンセンターに直接持ち込むこともできます。この場合、1回の持ち込みにつき重量に応じた料金となり、処理券は使えません(現金での支払いとなります)。対象は家庭から出る粗大ごみだけです。

※排出場所が市内であることを確認するため、証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。

受付時間

- 平日 午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時
- 土曜日 午前9時～午前11時30分
- ※日曜日、祝日、年末年始は休み

〈事業系の粗大ごみ〉

事業系の粗大ごみは、事業所の責任で処理をお願いします(市による収集は行っていません)。

事業系ごみの処理は

☎ごみ総合対策課 ☎60-1802

■お店や会社の事業活動から出される廃棄物

- ごみの量が1日平均10kg以下の事業所
市にごみ収集届出書を提出のうえ、下記の方法により市の収集に出すことができます。

排出方法	指定の「事業系有料ごみ処理袋」を購入し、事業所名を書いて袋に入れて出してください。
事業系有料ごみ処理袋の販売	市内の米穀店・酒店・コンビニエンスストア等約150カ所販売。
大 (可燃、不燃ごみ用45リットル相当)	10枚入り 2,500円(黄色)
小 (可燃、不燃ごみ用20リットル相当)	10枚入り 1,100円(黄色)
資源物用 (30リットル相当)	10枚入り 300円(透明)

※収集日の午前9時までに事業所名を記入のうえ、敷地内に出してください。

※危険・有害ごみは、「危険・有害ごみ袋」か、透明または半透明袋に「危険・有害ごみ」と明記して出してください(無料で収集しています)。

- ごみの排出量が1日平均10kgを超える事業者や、前述の方法によらない事業所

ごみは自らの責任で、市が許可した一般廃棄物処理業者等により処理していただくことになります。

市で収集・処理できないごみ



その他、ボウリングの球、耐火金庫、バイク、自動車部品等。産業廃棄物・建築廃材・薬品類・冷媒を使用しているもの・多量の事業系ごみ等は市では収集・処理できません。専門の処理業者に頼むか、販売店等に相談をして処理してください。

〈特定家電について〉

特定家電(テレビ(携帯可能なものや業務用製品は対象外)・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)は、家電リサイクル法により市では収集できません。引渡し先(販売店)が不明な場合は、家電リサイクル受付センター☎042-485-1681にご相談ください。

〈家庭用パソコン・モニター〉

市では処分できません。メーカー・販売店、パソコン3R推進協会(URL:<https://www.pc3r.jp/home/index.html>☎03-5282-7685)またはリネットジャパンリサイクル(株)(URL:<https://www.renet.jp/>☎0570-085-800)にご相談ください。

ごみの不法投棄を見かけたら

☎ごみ総合対策課 ☎60-1802

不法投棄は環境に悪影響を与えるだけでなく、まちの美観を損ねます。市民の皆さんからの通報を受けた場合は現地調査を行い、悪質な場合には警察と連携して対処しています。

私有地に不法投棄されたごみは、捨てた人がわからない場合、土地の占有者が処理をするよう定められています(「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」の第33条2項および3項の規定による)。

武蔵野クリーンセンター

■武蔵野クリーンセンター
☎ごみ総合対策課 ☎54-1221
緑町3-1-5



焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を備え、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険・有害ごみを処理しています。

施設の2階は見学者コースになっており、1周することで、ごみ処理の流れがわかります。

施設の開館中は、予約なしで自由に見学することができます。

- 開館時間：午前10時～午後5時
- 休館日：火曜日/祝日(月曜日が祝日の場合は開館、その週の水曜日休館)
- 団体予約：ごみ総合対策課☎54-1221
- 屋上ガーデン見学会：毎週日曜日 午前11時～正午



むさしのエコreゾート

環境問題・環境啓発について知りたい

■むさしのエコreゾート

☎環境政策課環境啓発施設係

☎60-1945

緑町3-1-5

●開館時間：

午前9時30分～午後5時

●休館日：火曜日/祝日(月曜日が祝

日の場合は月曜日開館、水曜日休

館)/年末年始

●公式ホームページ：

<https://musashino-ecoresort.com/>



ごみ処理施設「武蔵野クリーンセンター」の旧建物の一部をリノベーションして整備された環境啓発施設で、令和2年11月にオープンしました。地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性等、環境について考え、学び、体験することができます。展示スペースや廃材を使ったものづくり等が体験できるコーナーのほか、環境に関する資料・図書の閲覧等の機能があり、自由に来館することができます。

環境・エネルギー

省・創エネ機器 設置費用の助成

☎環境政策課 ☎60-1841

市域の総エネルギー使用量を削減するため、省エネルギー・創エネルギー機器の設置費用の一部を助成します。助成対象機器や助成金額等、詳しくはお問い合わせください。

■「エコワット」の無料貸出

☎環境政策課 ☎60-1841

コンセントと家電製品の間につなぐだけで、家電製品の消費電力量と電気使用料を簡単に測れる「エコワット」を無料で貸し出しています。

■「エコカレンダー」の配布

☎環境政策課 ☎60-1841

家庭の電気・ガス等の使用量が記録できるチェックシートを無料で配布しています。

事業者向けの省エネルギー対策は→50ページ

雨水タンク設置費用の助成

☎下水道課 ☎60-1867

雨水タンクは、雨のピーク時にタンクに雨水をためることで、下水道に流れる雨水の量を抑える効果があります。ためた雨水は、洗車や植栽への水やり、災害時の緊急用水等に利用できます。

雨水タンクの購入と設置の費用の一部を助成しています。助成金額は、本体費用+設置費用(税抜価格)の4分の3で、小型(容量150ℓ未満)は30,000円、中型(容量150ℓ以上)は50,000円が上限です(うち、設置費の助成は10,000円が上限)。

上水道・下水道

水道を使い始めるとき、中止するとき

☎水道お客様センター ☎52-0733

水道の開始時・中止時には、水道お客様センターに事前の連絡が必要です。窓口への来庁、電話、市HP専

用フォームでの申込みの他、インターネットの「引越れんらく帳」(※東京電力エナジーパートナーが運営する公共料金の移転手続きウェブサイト)での手続きが可能です。使用中止時の連絡の際には、「水道使用量のお知らせ」

や「領収書」に記載のある「お客様番号」も併せてお知らせください。

■料金等の支払

水道料金・下水道使用料の請求は2カ月に1度です。支払方法は、請求書による支払の他、口座振替、クレジットカードによる支払も可能です。

請求書による支払の場合、支払期限の約10日前に請求書を郵送いたします。支払期限までにお支払いください。コンビニエンスストア、金融機関、郵便局、市役所・市政センターの金融機関窓口または、水道お客様センターの窓口でお支払い可能です。

口座振替やクレジットカードによる支払では、その都度の料金支払手続は不要ですので、ご利用ください。

①口座振替による支払の申込

手続きには事前の申込が必要です。お客様センターにご連絡ください。申込に必要な書類を送付いたします。内容をご確認の上、必要事項を記入して、水道お客様センターに返送してください。なお、申込書には金融機関への「お届印」の捺印が必要となります。口座振替の適用については、適用直後の検針時に発行する「水道等使用量のお知らせ」にて通知いたします。

②クレジットカードによる支払の申込

手続きには事前の申込が必要です。水道お客様センターにご連絡ください。専用の申込書を送付いたします。内容をご覧の上、必要事項を記入して、水道お客様センターに返送してください。手続き完了後、開始通知を郵送いたします。クレジットカードによる支払の場合には、領収書の発行は致しませんので、支払金額はカードの利用明細等でご覧ください。

雨水浸透施設の設置

☎下水道課 ☎60-1867

都市型水害の軽減や地下水・湧水等自然環境の保全回復のために、雨水浸透施設の設置をお願いしています。

下水道

きれいな水環境を守りましょう

☎下水道課 ☎60-1867

きれいな水環境を守るためには、みなさんのちょっとした取り組みが重要です。次の点に気をつけてください。

- 天ぷら油やラード等の廃油類、土砂等を流さないでください。排水管や汚水ますを詰まらせる原因となります。
- ガソリン、シンナー、灯油等は爆発のおそれがありますので、絶対に流さないでください。
- 紙おむつや衛生用品を流さないでください。水洗便器や排水管が詰まって水が流れなくなることがあります。
- ディスポーザ(生ごみ粉碎機)の使用については市が認めたもの以外、使用しないでください。粉碎した生ごみを下水道に流すと、排水管が詰まったり、腐敗して悪臭の発生原因になります。

新築住宅、既設住宅それぞれに助成金がありますので、ぜひご利用ください。

■助成金額 新築住宅では材料費を、既設住宅(平成24年10月1日より前の建築)では材料費および工事費を助成しています。既設住宅については、基本的に自己負担はありません(例外あり)。

■条件 市内に個人が所有する住宅等(集合住宅含む)

■申請手続 下水道課へご連絡または直接お越しください。

水質についての相談

■水道水の水質について

☎水道部工務課 ☎52-0735

■井戸水等(水道水以外)の衛生管理について

☎多摩府中保健所生活環境安全課環境衛生第二担当 ☎042-362-2334

水漏れ等の相談

☎水道部工務課 ☎52-0735

水道部工務課または市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。市指定給水装置工事事業者についてのお問い合わせも、水道部工務課へ。

水道・下水道工事の依頼

☎上水道 水道部工務課 ☎52-0735

☎下水道 下水道課 ☎60-1867

住宅の新築・改築等により水道・下水道工事を行うときは、市指定給水装置工事・排水設備工事事業者へ依頼し、市へ申請を行ってください。

※市のホームページより「給水装置工事事業者」・「排水設備工事事業者」で検索すると、業者一覧表をご覧ください。

<https://www.city.musashino.lg.jp>

コミュニティ・ボランティア・交流事業


コミュニティセンター (通称: コミセン)

☎市民活動推進課 ☎60-1830

コミュニティセンターのしくみ (自主三原則)

■自主参加 市民の誰もが、コミセンの企画・運営・事業に自由に参加できます。

■自主企画 コミセンでは、様々な事業を企画しています。オリジナリティあふれる企画は、作る側も参加する側も一緒になって楽しめます。事業のお知らせは、市報や各コミセンの広報紙・掲示板等に掲載されます。



人と人が出会う場所、それがコミセンです。

■自主運営 コミセンを中心になって盛り上げているのは、ボランティアで参加している地域住民の方々です。コミセンの運営に参加したくなったら、お住まいの近くのコミセンへ。

コミセンとは、どんなところ?

コミュニティセンターは、地域の住民(コミュニティ協議会)が運営する市民のための多目的施設です。子どもから高齢者まで気軽に集える場として「コミセン」の愛称で親しまれています。市内16のコミュニティ区域にはそれぞれにコミセンがあり、各地域のコミュニティ活動や、情報発信の拠点として利用されています。また、多目的室、音楽室、学習室、調理室等さまざまな部屋があり、市民の方であればすべてのコミセンを無料でご利用いただけます。

コミセンは、地域の活動団体(防災や福祉等)とも連携し、各団体の活動の場にもなっています。

■コミュニティセンター一覧

コミュニティセンター	休館日 開館時間	住所 (電話・FAX)	JR各駅からの 交通アクセス	要予約 室数 フリー 室数	エレベーター	ピアノ	ロビー	学習室	児童室	調理室	茶室	体育施設	多目的室	葬儀 (★)
吉祥寺地区・吉祥寺駅	①吉祥寺東 第4水曜日 午前9時15分~午後9時15分	吉祥寺東町1-12-6 21-4141	JR吉祥寺駅徒歩8分	3 1	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—
		木曜日 午前9時~午後9時 22-0763	吉祥寺東町3-25-2	ムーバス吉祥寺東循環 ④本宿小学校	6 3	○	○	○	○	○	—	—	○	○
	③吉祥寺南町 第2・4・5水曜日 午前9時15分~午後9時15分	吉祥寺南町3-13-1 TEL43-6372 FAX43-6364	ムーバス吉祥寺東循環 ⑬南町コミセン西	9 5	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○
		月曜日 午前9時~午後9時 48-9309	御殿山1-5-11	JR吉祥寺駅徒歩8分	4 3	○	—	○	—	—	○	—	○	○
	⑤本町 日曜日 午前9時30分~午後9時30分 22-7002	吉祥寺本町1-22-2	JR吉祥寺駅徒歩3分	5 1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
		木曜日 午前9時~午後9時 55-3297	吉祥寺本町3-20-17	ムーバス三鷹・吉祥寺循環 ⑩吉祥寺西コミセン入口	6 4	○	○	○	—	—	○	—	—	○
	⑦吉祥寺西分館 木曜日 午前10時~午後10時 55-3297	吉祥寺本町4-10-7	JR吉祥寺駅北口からバス 北町一丁目	1 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		月曜日 午前9時~午後9時 22-7006	吉祥寺北町1-22-10	ムーバス吉祥寺北西循環 ⑮北コミセン前	7 4	○	○	○	○	—	○	○	○	○
中央地区・三鷹駅	⑨けやき 水曜日 午前9時30分~午後9時30分 54-8719	吉祥寺北町5-6-19	ムーバス吉祥寺北西循環 ⑲けやきコミセン	7 3	○	○	○	○	○	—	—	—	○	
		水曜日 午前9時30分~午後9時30分 53-3934	中町3-5-17	JR吉祥寺駅北口からバス 市民文化会館前または JR三鷹駅北口からバス 市民文化会館入口	8 2	(リフト)	○	○	○	—	○	○	—	—
	⑪中町集会所 水曜日 午前9時30分~午後9時30分 53-2251	中町1-28-5	JR三鷹駅北口徒歩8分	3 0	—	—	—	—	—	—	—	—	○	

※表は次ページに続きます。